

第6期（2016年度）日本図書館協会認定司書審査会第2回議事録要旨

2016年1月23日（土）

13：30～18：00

公益社団法人日本図書館協会

審査会委員6名出席、事業委員会委員5名陪席

配布資料

資料1 日本図書館協会認定司書審査会、日本図書館協会認定司書事業委員会

資料2 第6期（2016年度）日本図書館協会認定司書審査会第1回議事録要旨（公開用記録）

参考資料 同（委員会事務用記録）

資料3 日本図書館協会認定司書審査規程

資料4 日本図書館協会認定司書審査会内規

資料5 第6期日本図書館協会認定司書事業スケジュール

資料6 申請書類の受付状況及び審査料の入金状況について

資料7 日本図書館協会認定司書審査規程の改正について

資料8 認定司書事業委員会への委嘱事務について

資料9-1 日本図書館協会審査内規の改正に伴う別表の改正について

資料9-2 日本図書館協会認定司書審査内規（案）

資料9-3 日本図書館協会審査規程別表の改正について

資料10 審査会委員割り当て表

資料11 審査の手順

資料12 審査結果（審査会委員記入用）【見本】

資料13 判定参考資料

資料14-1 日本図書館協会認定司書審査の審査結果について、日本図書館協会認定司書審査の認定料の振込みについて（新規・認定者向け）

資料14-2 日本図書館協会認定司書審査の審査結果について、日本図書館協会認定司書審査の認定料の振込みについて（更新・認定者向け）

資料15-1 日本図書館協会認定司書審査の審査結果について（新規・非認定者向け）

資料15-2 日本図書館協会認定司書審査の審査結果について（更新・非認定者向け）

資料16 第6期日本図書館協会認定司書候補者の推薦について

参考資料 ライトハウスに関する資料

1 審査会会長あいさつ

第5期まで100名が認定され、今回から更新についても申請を受けている。これまでよりもなお一層の宣伝をして、認定司書が増えることを期待したい。

2 議事録確認

議事録について確認した。

3 報告事項

下記事項について認定司書事業委員長として糸賀委員が報告を行い、了承された。

- (1) 日本図書館協会認定司書審査規程の改正について（資料 7）
- (2) 日本図書館協会認定司書事業スケジュールについて（資料 5）
- (3) 申請書類の受付状況及び審査料の入金状況について（資料 6）
- (4) その他（資料 8）

前回第 1 回審査会で確認済みだが、認定更新者の申請があったので、作業を行った。

4 協議事項（Ⅰ）

- (1) 規程類の改正（資料 9-1、9-2、9-3）

認定司書事業委員長として糸賀委員が説明を行い、了承された。

審査内規の改正について、2016 年 1 月 23 日から施行する。

- (2) 「図書館法第 2 条に定める図書館に相当する図書館」について

今回の審査に関わる内容として、認定司書事業委員長として糸賀委員から説明があり、意見交換を行った。その結果、今期申請のあった県ライトセンター図書室については、以下の諸点にかんがみ、認定司書審査規程第 12 条第 3 号および認定司書審査会内規第 8 条にもとづき、審査会として「図書館法第 2 条に定める図書館に相当する図書館」と総合的に判断することを確認した。

- ・地方公共団体（県）による設置である
- ・当該地方公共団体の条例により、身体障害者福祉法第 34 条の規定にもとづく公共的・公益的な施設であることが明確である。
- ・障害者を含む一般公衆の利用および便宜に供している。
- ・身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年 3 月 12 日厚生労働省令第 21 号）の第 38 条には点字図書館に置くべき職員として司書が挙げられている。

5 審査（資料 10-13）

審査手順を糸賀委員が説明を行い、質疑後、申請書類に基づいて審査を行った。

- (1) 審査手順の説明

各申請者に対して、無作為抽出される 3 人の審査委員が審査を行い、その審査結果により認定の決定を行う。

- (2) 審査

各申請者に対して、審査手順の説明に基づく審査を行った。

- (3) 協議

判定の分かれた申請者について、審査会委員全員であらためて協議し、認定の可否を

決定した。

- ・勤務月数について。
- ・著作について。
- ・資格取得証明について。成績証明のみでは不可。

6 協議事項（Ⅱ）

下記事項について協議を行った。

(1) 認定司書審査の判定

審査の協議を踏まえて、認定司書候補者として、新規 16 名、更新 1 名を認定した。

(2) 日本図書館協会認定司書審査の審査結果について、日本図書館協会認定司書審査の認定料の振込みについて

結果及び認定料の振り込み（資料 14-1、14-2）の通知文、非認定者への通知文（資料 15-1、14-2）について、確認を行った。

非認定者への不足要件に関する審査会の総括については、事業委員会でまとめ、審査会会長の確認後、文書を通知する

7 その他

○ 認定更新の審査（図書館勤務歴）について議論があった。

・認定更新の審査（図書館勤務歴）について

認定更新における「図書館勤務年数」要件の扱いについて、すでに認定司書となった方の一部から要件緩和の要望があり、これについての対応方針について検討を行った。その結果、認定更新への動機付けが低下することのないよう以下の点に配慮し、認定更新の要件見直しを行うことが確認された。

- ・最初の認定後 10 年を経過した後も、認定更新の手続きを行うことができるようにする。ただし、認定の有効期間 10 年を延長することを意味するわけではない。
- ・図書館法第 2 条に規定する図書館への勤務経験（直近で 5 年以上）を他の社会的活動等（例えば、図書館関係の研修受講や図書館関連団体での役員活動等のポイント）や地方公共団体の他部署での勤務歴（例えば、首長部局での勤務月数に一定の補正係数を掛ける等）でも置き換えられるようにする。

これをもとに、今後、認定司書事業委員会と認定司書審査会とが緊密に連携しながら、次の第 7 期に間に合わせるよう認定更新の要件見直し作業を進める。

○ 「第 17 回図書館総合展フォーラム」（2015 年 11 月 11 日（水）パシフィコ横浜アネックスホール）にて、キハラ株式会社との共催で、「図書館司書のキャリアデザイナー認定司書 100 人に聞きました！」を開催したことについて、報告があった。

以上
18:00 終了